

食品安全委員会（第997回会合）議事概要

日 時:令和7年9月9日(火) 14:00~14:40

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:山本委員長ほか6名出席

傍聴者:一般9名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する
リスク管理機関からの説明について

- ・ 遺伝子組換え食品等 1品目
pLps 株を利用して生産されたリパーゼ

→消費者庁から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

(2) 動物用医薬品専門調査会及び農薬第三専門調査会における審議結果について

- ・ 「ピペロニルブトキシド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会及び農薬第三専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 農薬「チアジニル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬第三専門調査会におけるものと同じ結論、「チアジニルの許容一日摂取量(ADI)を0.04 mg/kg体重/日、急性参照用量(ARfD)を1.5 mg/kg体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関(農林水産省及び消費者庁)に通知することとなった。

- ・ 農薬「メプロニル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬第二専門調査会におけるものと同じ結論、「メプロニルのADIを0.05 mg/kg体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関(消費者庁)に通知することとなった。

- ・農薬及び動物用医薬品「イソプロチオラン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬第五専門調査会におけるものと同じ結論、「イソプロチオランのADIを0.1 mg/kg体重/日、一般の集団に対するARfDを0.5 mg/kg体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対するARfDを0.12 mg/kg体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省及び消費者庁）に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「DHA産生及び除草剤グルホシネート耐性キャノーラ（NS-B50027-4）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「「DHA産生及び除草剤グルホシネート耐性キャノーラ（NS-B50027-4）」については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき食品健康影響評価を実施した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に準じて食品健康影響評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜及び養殖水産動物に由来する畜水産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「ML18456株を利用して生産したカンタキサンチン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「「ML18456株を利用して生産したカンタキサンチン」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性確認の考え方」（「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」別添）を準用して評価した結果、当該飼料添加物を摂取した家畜・水産動物に由来する畜水産物の安全上の問題はないものと判断し、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」による評価は必要ないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。